

速報

令和8年度税制改正大綱のポイント

※本チラシは2025年12月26日閣議決定の税制改正大綱に基づいて作成しています。

1. 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化に向けた税制

輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却（輸出促進税制）の延長

ポイント

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、設備投資後の**キャッシュフローを改善**することで、輸出事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

税制の概要

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等の取得等をした場合、これらの資産について、**割増償却を5年間**行うことができる。

- ① **機械装置は30%**、
- ② **建物及びその附属設備並びに構築物は35%**

税制の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
- ④ 開発研究用資産ではないこと

ご相談・お問合せ

税制優遇措置を利用するには**輸出事業計画**の作成・認定が必要です。

まずは最寄りの**地方農政局等**にご相談ください。

地方農政局等情報

